入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算 示達がなされることを条件とする。

令和7年11月26日

分任支出負担行為担当官

中国地方整備局 岡山河川事務所長 小平 剛弘

1. 業務概要

- (1)業務名 令和8年度岡山三河川許認可審査支援業務(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)
- (2)業務目的 本業務は、岡山河川事務所が管理する吉井川水系・旭川水系・高梁川水系の河川において、河川法等の関係諸法令等に基づき河川等の適正な利用と管理を図るため、河川管理者が行う許認可等の審査・指導の支援として、関連する調査や資料整理、申請書の形式及び内容の審査、現地調査等の業務を実施することで、河川管理業務の支援を行うものである。

(3)業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

- 1) 河川法等に基づく各種申請書類・届出の事前整理、審査(形式、内容)の支援業務
- 2) 河川現況台帳(法定台帳)・附図等の補正及び整備については、許可処分後の整理事項を台帳・付図等に記載・削除等の整理の支援業務
- 3) その他の業務

以下に関する業務において、資料作成及び必要に応じて現地確認等を行い、作成した資料等を調査職員に報告する。

- ・苦情申し立てや問い合わせ等の対応、現地確認
- ・河川の不正使用、不法占用の事実確認のための現地確認
- ・河川境界明示、確定に係わる書類の事前整理及び現地確認
- ・プレジャーボート、不法係留船の実態把握のための現地調査
- 4) 予定許認可処理件数は500件を予定している。

(4) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書を提出するもの (以下「競争参加資格確認申請者」という。)は創意工夫を発揮し、質の向上に努めるた めの、各提案を行うものとする。

1)業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を 行うこととする。

評価テーマ:申請を受理してから適切な期間で審査するための留意点について

(5) 成果品について

成果品は以下のとおりとする。

- •業務実施報告書 1式
- ・打合せ資料 1式
- ・その他発注者が指示した資料
- (6) 履行期間 令和8年4月1日~令和10年3月31日
- (7)本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。 又、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格1,000万円を超える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- (8) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。
- (9) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象 業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に 代えるものとする。
- (10) 本業務は、契約締結後に「業務設計書」を公表する業務である。業務設計書については、 契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。
- (11) 本業務は、賃上げの実施をする企業に対して、総合評価における加点を行う業務である。

2. 競争参加資格

競争参加資格者は、2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、 国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2-2. 設計共同体

2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年10月1日付け中国地方整備局長)に示すところにより、中国地方整備局長から令和8年度岡山三河川許認可審査支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を開札までの日において受けているものであること。

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定(入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格(入札保証金の金額を含む。)又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない)に抵触するものではないことに留意すること。

(1)資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

1)子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 2)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。1)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社(会社更正法第2条第7号に規定する更正会社をいう。)である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、 次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 イ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を 執行しないこととされている取締役
 - ロ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ハ 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - ニ組合の理事
 - ホ その他業務を執行する者であって、イからニまでに掲げる者に準ずる者
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法 第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。) を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(設計共同体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- 2-4. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件
- (1) 中立公平性に関する要件
 - ・業務対象河川内の占用者等及びその占用者等と資本面・人事面等で関係がある者は、 本業務の入札に参加できない。
 - ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。
 - 1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、 又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 誓約書の提出

上記(1)における中立公平性が確認できる誓約書若しくは資料の写しを提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様とする。

- (3)業務実施体制に関する要件
 - ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、中国地方整備局等管内に業務拠点(予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ。)を有するものであること。
 - ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
 - ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
 - ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4)業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成23年度以降に完了した以下に示す業務(令和7年度完了予定も対象に含む。)において、1件以上の実績を有すること。実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること(本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。)。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号、平成23年3月28日付け国官技第360号及び平成30年1月4日付け国官技第187号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。
- 業務:国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)公益法人(注4)、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した発注者支援業務(注6)、公物管理補助業務(注7)(河川又は道路)、行政事務補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務(河川又は道路)、調査検討・計画策定業務(河川又は道路)、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務のいずれか。
- 注1)特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立

科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む。)に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人をいう。

- 注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、 市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。
- 注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する 法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づ き都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。
- 注4)公益法人とは、次のものをいう。
 - 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人をいう。
 - 二 改正前の民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、 平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしてい ない法人(特例社団法人又は特例財団法人)。
- 注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。
- 注6) 発注者支援業務とは、積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務をいう。
- 注7)公物管理補助業務とは、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理 支援業務、堰・排水機場管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正 化指導業務をいう。
- 2-5. 配置予定管理技術者に対する要件
- (1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士 (総合技術監理部門-建設又は建設部門)
- •河川維持管理技術者
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- 1級土木施工管理技士
- ・RCCMまたはRCCMと同等の能力を有する者(※1)(技術士部門と同様の部門 に限る。)
- ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験を20年以上有する者(※2)

- ※1「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者
- ※2「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等(注1)で 職員として従事したことをいう。
- ※ 外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が 開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あ らかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(不動産・建設経済局 建設市場整備課)を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも 競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認 申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加 資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、 認定書の写しを提出しなければならない。

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定管理技術者は、平成23年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和7年度完了予定も対象に含む。)において、1件以上の実績を有すること。実績として認めない実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること(本業務公告時において未完了の業務成績は含まない)。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号、平成23年3月28日付け国官技第360号及び平成30年1月4日付け国官技第187号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

業務実績には、平成23年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く。)。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

- [1]同種:国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、大規模な土木工事を行う 公益民間企業(注5)が発注した公物管理補助業務(注7) (河川)(類す る業務を含む。)、発注者支援業務(注6)(類する業務を含む。)
- [2]類似:国、都道府県、政令市、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)(都道府県及び政令市を除く。)地方公社(注3)、公益法人(注4)又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した調査検討・計画策定業務(河川)、管理施設調査・運用・点検業務(河川)、土木設計業務(河川)の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者又は主任技術者として従事した業務

(注1) \sim (注7) の説明は2-4 (4) と同じ。

また、上記の期間に、出産・育児等による休業期間(以下出産・育児等による休業)を 取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長 することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを証明する書 面を添付することとする。

(3) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の競争参加資格確認申請者と直接的雇用関係がなければならない。

(4) 手持ち業務量

・配置予定管理技術者は、令和8年4月1日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。又、履行期限が令和8年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。)が5億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

(複数年契約の業務を実施している場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。なお、履行期間の総月数は、履行開始日の属する月から履行期限末日の属する月までの月数を数えるものとする。)

令和8年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

- ・本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額5億円未満、件数で10件 未満(令和8年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2.5億円未満、件数で5件未満)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から3)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置 予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2-6. 競争参加資格確認申請書に関する要件

競争参加資格確認申請書において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が 判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 業務の履行に関する要件

(1)配置予定担当技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの。なお、1つの履行場所(業務対象事務所又は 出張所)において、担当技術者を複数名配置する場合、1名が以下のいずれかの資格等 を有すること。ただし、資格を満たす担当技術者の配置割合は、当該履行場所に配置す る担当技術者全体の1/3(人)を下回ってはならない。

- ・技術士 (総合技術監理部門-建設又は建設部門)
- •技術士補(建設部門)
- · 河川維持管理技術者
- ・河川点検士(河川維持管理技術者も可)
- · 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者

又は土木学会2級土木技術者

- ・一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士
- ・RCCMまたはRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)
- ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験(※)を5年以上有する者
- ※「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等(注1)で 職員として従事したことを言う。
- ・2-5 (2)の「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験が1 年以上の者
- ※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、 実務経験を有するものとして判断する。

4. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- 1)入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負(委託)契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、 予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。なお、当該調 査に協力しない場合は、指名停止措置を講ずる場合がある。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて 落札者を決める。
- (2)総合評価の評価方法
 - 1)評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価值=価格評価点+技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点=(価格評価点の満点) × (1-入札価格/予定価格) 価格評価点の満点は30点とする。

3)技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤、⑥の評価項目毎

に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- ①配置予定技術者の経験及び能力
- ②実施方針
- ③技術提案
- ④技術提案等の履行確実性(予定価格1,000万円を超える業務の場合)
- ⑤賃上げの実施表明賃上げ未達成による減点
- ⑥ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点= (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計/技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計= (①に係る評価点) + (⑤に係る評価点) + (⑥に係る評価点) + (後に係る評価点) + (後に係る評価点) + (後に係る評価点) + (後に係る評価点) + (⑥に係る評価点) + (⑥に係る形点) + (⑥に係る形点) + (⑥に係る形点) + (⑥にん) +

技術提案評価点= (②に係る評価点) + (③に係る評価点)

5. 入札手続等

(1) 担当部局

〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-36

中国地方整備局 岡山河川事務所 経理課

電話:086-223-4473 メール:okariver-keiri@cgr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。なお、電子入札システムを利用できない場合は、以下の交付場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はメール等による入手申し込みは認めない。

交付期間:令和7年11月26日(水)から令和8年2月17日(火)までのうち、休日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

入手方法:電子入札システムで入手可能(国土交通省電子入札システムアドレス: https://www.e-bisc.go.jp/help.html)

交付場所:岡山県岡山市北区鹿田町2-4-36

中国地方整備局 岡山河川事務所 経理課

電話:086-223-4473

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期限、場所及び方法

提出期限:令和7年12月19日(金)15時00分まで

提出場所:発注者の承諾を得て持参あるいは郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る)する場合は、上記(1)に同じ。メールの場合は、電子入札手続に関する補足説明事項[コンサルタント業務等](一般競争入札方式)のとお

提出方法:電子入札システムにより提出すること。 ただし、発注者の承諾を得た場合 に限り、持参あるいは郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る)又 はメールによる。

(4) 競争参加資格確認申請書に関するヒアリングの実施

ヒアリングでは競争参加資格確認申請書に記載された以下の事項について質疑

応答を行う。又、その結果について評価項目の得点に反映させる。

- ①実施方針:Web会議システム (Microsoft Teams) を使用することとし、接続等の 詳細は別途通知する。
- ②実施期間:令和7年12月23日(火)~令和7年12月26日(金)
- ③ヒアリング時間:別途通知
- ④出席者:配置予定管理技術者
- ⑤ヒアリングにおける質疑応答内容
 - ・配置予定管理技術者の経歴について
 - ・配置予定管理技術者の業務実績について
 - ・実施方針について
 - ・技術提案について
- (5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は令和8年1月22日(木)を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札〆切:令和8年2月17日(火)15時00分

提出場所:発注者の承諾を得て持参する場合は、上記(1)に同じ。

提出方法:電子入札システムにより提出すること。 ただし、発注者の承諾を得た場合

に限り、入札書を持参又は郵送(書留必着)すること。

開札日時:令和8年2月18日(水)14時30分

開札場所:中国地方整備局 岡山河川事務所 入札室

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 免除
- (3)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された実施方針及び技術提案について、提案内容として採用 したものについては契約書特約事項とする。

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5. (1) に同じ。
- (6) 当該業務を受注した者(設計共同体の各構成員を含む)は、当該業務発注者の発注工事に参加することができない。

当該業務の受注者(設計共同体の各構成員を含む)は、以下のとおり業務の履行期間中は業務発注者の発注する工事の入札に参加することができない。

- ・業務対象河川内の占用者等及びその占用者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本 業務の入札に参加できない。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。
 - 1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、 又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

- 2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。
- (7) 本業務にかかる落札決定及び契約締結は、令和8年4月1日とするが、当該業務にかかる令和8年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。又、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
- (8) 予定価格1,000万円を超える業務の場合、履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。
- (9) 令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書を提出できるが、開札の日までに認定を受けていなければならない。

なお、中国地方整備局における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る 一般競争参加資格を開札の日まで認定されていない場合、競争に参加する資格を有してい ない者の行った入札に該当し、入札は無効とする。

(10) 詳細は入札説明書による。